

意見募集案件	第2期北広島市子ども・子育て支援プランの策定について
担当課	子育て支援部 子ども家庭課 電話 011-372-3311 内線 2214

意見募集期間	令和元年 11 月 1 日(金)から令和元年 11 月 30 日(土)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(子ども家庭課) 及び 各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 11 月 1 日号
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>子育て支援部 子ども家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 FAX 011-398-4306 電子メールアドレス: kodomo@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表 予定時期	令和元年 12 月下旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>子ども・子育て支援法に基づいて、5 年を一期とする教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要と供給体制や子育て支援などに関する計画を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「第2期北広島市子ども・子育て支援プラン《素案》」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>子ども・子育て支援法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>子どもと子育て家庭に関するニーズを把握しながら、地域における関係機関や団体等との連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「第2期北広島市子ども・子育て支援プラン《素案》」のとおり
その他	令和2年4月 計画開始予定